



乳 幼 児 用 い す の S G 基 準 (公開用)

乳幼児用製品（乳幼児用いす）専門部会 委員名簿

（五十音順・敬称略）

	氏 名	所 属
（部会長）	加藤 忠明	独立行政法人国立成育医療研究センター
（委 員）	伊吹 裕司	株式会社大和屋
	神崎 一美	株式会社ティーレックス
	菊地 貴幸	株式会社アガツマ
	佐竹 愛子	NP0 法人かわさきコンシューマーネット
	佐藤 博明	日本トイザラス株式会社
	中村 尚茂	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	新美 健太郎	株式会社カトージ
	西田 佳史	独立行政法人産業技術総合研究所
	三浦 在路	株式会社生活品質科学研究所
	見座 宏昭	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	三谷 誠二	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	宮内 悦男	全国ベビー＆シルバー用品連合会
	吉田 剛毅	コンビ株式会社
（関係者）	岡部 忠久 高橋 政義	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課 経済産業省商務情報政策局日用品室
（事務局）	一般財団法人製品安全協会 業務グループ E-Mail operation@sg-mark.org	

乳 幼 児 用 い す の S G 基 準

SG Standard for Chairs for Infants

1. 基準の目的

この基準は、乳幼児用いすの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭の室内で使用する一人用乳幼児用いす（以下「いす」。という）について適用する。ただし、乳幼児用ハイチェア、乳幼児用ハイローラック、乳幼児用テーブル取付け座席及び乳幼児用揺動シートは除く。

3. 形式分類

いすの形式は、次のとおりとする。

A1 形：いす本体に保護わくが取付けられていない形式のもので、お座りができる概ね 7 か月から 36 か月（体重 16 k g 以下）の乳幼児が使用するもの。

A2 形：いす本体に保護わくが取付けられている形式のもので、お座りができる概ね 7 か月から 36 か月（体重 16 k g 以下）の乳幼児が使用するもの。

なお、保護わくとは、乳幼児の転落を防止するためのテーブル等をいう。

B 形：座面と股フレーム及び背もたれ等が一体となった形式のもので、首がすわる概ね 4 か月から 18 か月（体重 12 k g 以下）の乳幼児が使用するもの。

C 形：大人用いすの上に取り付ける形式のもので、お座りができる概ね 7 か月から 60 か月（体重 24 k g 以下）の乳幼児が使用するもの。また、身体保持機構及び大人用いすに固定できるベルト等の機構を有しているもの。

なお、身体保持機構とは、乳幼児の座席からの遊離を防止するためのものをいい、

①股ベルト（股フレームを含む）＋腰ベルト、または②股ベルト（股フレームを含む）＋前枠（テーブルと兼用の場合を含む）をいう。

4. 安全性品質

いすの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 外観、構造及び寸法	1. いすの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には、傷つけるおそれのあるばり、先鋭部等がないこと。 (2) 外部に現れるボルト・ナット等の先端部は突き出していないこと。	

項 目	基 準	
	(3) 組み立ては容易かつ確実にでき、組み立てた各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。 (4) 乳幼児の手足の届く範囲に 〇mm以上 〇mm 未満の傷害を与えるおそれがあるすき間がないこと。 (5) 床面から座面前縁中央までの寸法は 〇mm 以下であること。 (6) 背もたれの高さは 〇mm 以上であること。 ただし、C 形で適用月齢が 12 か月以上からのものは除く。 (7) A2 形のものにあっては、座面から座側の位置における保護わく上面までの高さが、〇mm 以上、〇mm 以下であること。 (8) A2 形のものにあっては股ベルト（股フレームを含む）、B 形及び C 形のものにあっては身体保持機構を有しており、ベルト等の幅は 〇mm 以上であること。また、腰ベルトは長さ調節ができること。 (9) 座席本体に折り畳み機構を有するものにあっては、使用時に容易に折り畳まれない構造であること。	

項 目	基 準	
2. 安定性	(10) B 形のものにあつては、座面中央が座面前縁より下がった位置にあること。また、股フレームが取り付けられていること。 (11) 座面とひじ掛けや背もたれ等との間には、乳幼児の胴体等が入り込むおそれのある開口部がないこと。 (12) C 形のものにあつては、大人用いすの背もたれ側及び座面側に固定するためのベルト等を有しており、ベルトは長さ調節ができること。	
	2. いすの安定性は、次のとおりとする。 (1) 傾斜安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。 (a) 後方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。 (b) 前方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。 (c) 側方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。 (2) 鉛直負荷試験を行ったとき、転倒しないこと。 (a) A1 形及び A2 形でひじ掛けを有するものにあつては、ひじ掛けの鉛直負荷試験を行ったとき、転倒しないこと。	

項 目	基 準	
3. 強度	(b) A1 形及び A2 形で背もたれを有するものにあつては、背もたれの鉛直負荷試験を行ったとき、転倒しないこと。 3. いすの強度は次のとおりとする。 (1) 座面の耐衝撃試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (2) 背もたれの水平強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (3) 保護わく（テーブル等）を有するものにあつては、保護わくの強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上の支障のある異状がないこと。 (4) 着脱式のテーブル、トレー等にあつては、テーブル等の強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 なお、着脱式とは、工具等を使用せずに着脱できるもので、取扱説明書等に保護わくでない旨及び重いものを載せてはいけない旨の注意表記があるものをいう。 (5) A1 形及び A2 形でひじ掛けを有するものにあつては、ひじ掛けの水平強度試験を行なったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。	

項 目	基 準	
	(6) A1 形及び A2 形でひじ掛けを有するものにあつては、ひじ掛けの上方への強度試験を行なったとき破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (7) A2 形及び C 形のものにあつては、身体保持用及び大人用いすへの取り付けベルト等、ベルトの強度試験を行つたとき、ベルトの破損、変形及びロックの外れ等、使用上支障のある異状がないこと。 (8) B 形のものにあつては、股フレーム等の強度試験を行つたとき、破損、変形及びロックの外れ等、使用上支障のある異状がないこと。 (9) ベルトを有するもので、ベルトに長さ調節機構があるものにあつては、ベルトの緩み試験を行つたとき、締め付け具の変形、破損等がなく、かつ、緩みが 0mm 以下であること。	

項 目	基 準	
4. 材 料	4. いすの材料は次のとおりとし、付属品も含むものとする。 (1) 木材及び木質材料には著しい割れ、くされ、虫食い、反り、狂い等がないこと。 (2) 木材を使用している場合、含水率は〇%以下であること。 (3) 耐食性材料以外の金属材料は、防錆処理が施されていること。 (4) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料を使用した部品は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。 (5) 布等の繊維製品を使用したものは、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。	
5. 付属品	5. いすの付属品は、次のとおりとする。 (1) 付属品がある場合は、使用上の安全性を損なわないこと。 (2) 乳幼児の手の届く範囲に装着される小部品は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。	

5. 表示及び取扱説明書

いすの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。 ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。 (3) 使用年齢範囲 A1形の例. お座りができる概ね○か月から○○月（体重○○kg以下）までです。 A2形の例. お座りができる概ね7か月から○○月（体重○○kg以下）までです。 B形の例. 首がすわる概ね4か月から○○月（体重○○kg以下）までです。 C形の例. お座りができる概ね○か月から○○月（体重○○kg以下）までです。 (4) 使用上の注意 次に示す主旨の注意事項を表	1. 表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。 なお、(3) 及び (4) の表示項目は、安全警告標識  を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。また、4.9mm以上の大きさ（縦寸法）の「警告」、「注意」などのシグナルワードを併記し、より認知しやすいものであることを確認すること。 (3) 製品を収納するカートンボックス等にも表示すること。 (4) 製品を収納するカートンボックス等にも表示すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	示すること。 (a) 保護者の目の届く範囲で使用し、座面には立たせない旨。 (b) 股ベルトや腰ベルト等の身体保持機構を有するものにあっては、ベルト等を装備して使用する旨。 (c) テーブルの上等、高い場所では絶対に使用しない旨。 (d) C形のいすの場合 背もたれのある安定した大人用いすに取り付ける旨。	
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した説明書を添付すること。 なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び(3)等は図などを併記して理解しやすいものとし、(7)は安全警告標識▲等を併記してより認知しやすいものとする。 ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。 (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後、保管する旨。 (2) 組み立て式のものは、組み立ての要領及び注意。 (3) 高さの調節方法やトレー等の取付け及び操作方法。 (4) 身体保持機構の取り付け及び調整方法。	2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(5) C形のものにあつては、大人用いすへの固定方法。 (6) 使用年齢範囲 A1形の例. お座りができる概ね〇か月から〇〇月(体重〇〇kg以下)までです。 A2形の例. お座りができる概ね〇か月から〇〇月(体重〇〇kg以下)までです。 B形の例. 首がすわる概ね4か月から〇〇月(体重〇〇kg以下)までです。 C形の例. お座りができる概ね〇か月から〇〇月(体重〇〇kg以下)までです。 (7) 使用上の注意 次に示す主旨の注意事項を記載すること。 (a) 保護者の目の届く範囲で 用し、座面には立たせない旨。 (b) 股ベルトや腰ベルト等の身体保持機構を有するもの にあつては、ベルト等を装備して使用する旨。 (c) テーブルの上等、高い場所 では絶対に使用しない旨。 (d) 踏み台など、いす以外での 用途外使用は行わない旨。 (e) 水平、平坦でストーブ等の 危険物がない場所で使用する旨。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(f) 室内用です。自動車、自転車等では使用しない旨。 (g) 浴室等では使用しない旨。 (h) 各部に緩みのないことを確認してから使用する旨。 (i) 折り畳式の組み立てやテーブル、トレイ等の取り付けは、乳幼児の手指などを挟むことがないように、乳幼児が触れた状態では行わない旨。 (j) 手すりやテーブル等から身体を乗り出させない旨。 (k) 座席に乳幼児を乗せたまま持ち上げたり移動したりしない旨。 (l) 同時に 2 人以上では使用させない旨。 (m) A2 形の場合 テーブルを取り外した場合、取り付け用穴等が露出するため注意する旨。 (n) B 形の場合 イ. 腰がすわっていない乳児の長時間の使用はしない旨。 ロ. 使用できる対象月齢には個人差があるため、窮屈そうになった場合は使用を止める旨。 (o) C 形の場合 イ. 大人用いすで使用するとは、必ず固定ベルトを使用する旨。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	ロ. 背もたれのある安定した大人用いすに取り付け、背もたれのないいすや座面が小さいいす等、不安定になるいすには取り付けてはいけない旨。 ハ. 背もたれが着脱式のもののは乳幼児が大きく（概ね〇月）になったら背もたれを外して使用する旨。 (p) B 形及び C 形でテーブルやトレイ等が着脱式のもののは、保護わくではない旨及び重いものを載せてはいけない旨。 (8) 日常の点検、保守、清掃などに関する説明。 (9) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。 例えば、ビニール袋、梱包材など (10) 修理、廃棄に関する注意事項 (11) S G マーク制度は、いすの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (12) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号	